

# 東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト助成金交付要綱

(制定) 平成23年7月19日付23都環公総地第412号

## (目的)

第1条 この要綱は、東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト実施要綱（平成23年6月1日付23環都総第45号東京都環境局長決定。以下「実施要綱」という。）第5の3に基づき、財団法人東京都環境整備公社（以下「公社」という。）が東京都（以下「都」という。）の委託を受け事務を執行する東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト（以下「本事業」という。）における助成金（以下「本助成金」という。）の交付に関する必要な手続等を定め、事業の適切かつ確実な執行を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、実施要綱第3に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 東京都ビジネス事業者 東京都地球温暖化対策ビジネス事業者登録・紹介制度実施要綱（平成17年4月25日付17環都計第22号）第3条第1項の規定により登録を受けている地球温暖化対策事業者
- (2) 省エネルギー診断 規則第4条の24第3項第2号に規定する調査及び分析並びに提案
- (3) 地球温暖化対策計画書 条例第6条に規定する地球温暖化対策計画書

## (助成対象事業者)

第3条 本助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、特定地球温暖化対策事業者のうち、特定中小規模事業者であって、過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者とする。

## (助成対象事業)

第4条 本助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、助成対象事業者に係る特定地球温暖化対策事業所（以下「助成対象事業所」という。）において、東京都ビジネス事業者による省エネルギー診断の結果に基づき行う省エネルギーに資する設備又は機器の導入その他の省エネルギー対策であって、東京都知事（以下「知事」という。）に提出している地球温暖化対策計画書に記載した内容と整合性の取れるもの（以下「省エネルギー対策」という。）を実施する事業とする。

## (助成対象経費)

第5条 本助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に要する経費のうち、次に掲げるもので、財団法人東京都環境整備公社理事長（以下「理事長」という。）が必要かつ適切と認めたものとする。

- (1) 機器費（設備機器の購入に要する費用をいう。）

(日本工業規格A列4番)

(2) 工事費（設備機器の設置の工事に要する費用をいう。）

2 助成対象経費のうち、次に掲げる経費は、助成対象としない。

(1) 過剰であるとみなされるもの、汎用性のあるもの、予備若しくは将来用のもの又は本事業以外においても使用することを目的としたものに要する経費

(2) 中古の設備に係る経費

(3) 第10条第3項の規定による交付決定の通知の日に既に発注先が決定している経費

3 助成対象経費の中に助成対象事業者の自社製品の調達分又は助成対象事業者に関係する者からの調達分がある場合は、助成金交付の目的にかんがみ、利益等排除を行った経費を助成対象経費とするものとする。

(本事業の実施期限)

第6条 本事業の実施期限は、第11条第4号の規定による報告が終了する平成32年度末日までとする。

(助成金交付先の募集)

第7条 本助成金の交付先については、公募するものとする。

(助成金の額)

第8条 本助成金の交付額は、助成対象経費の3分の1以内（5,000万円を限度とする。）とする。この場合において、本助成金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(助成金の交付申請)

第9条 本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者は、東京都ビジネス事業者により実施された省エネルギー診断の結果を添付し、理事長が別に定める期間中に助成金交付申請書（第1号様式）及び別表第1に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

2 本助成金の交付を受けようとする助成対象事業者で、助成対象事業所において、当該助成対象事業者以外の特定地球温暖化対策事業者のうちに大規模等事業者がいる場合であって、実施要綱第4の1（2）イに該当しないときは、前項の申請前に、助成対象経費の算定方法について、理事長に協議を行うこと。

(助成金の交付決定)

第10条 理事長は、前条の規定により申請を受けた場合は、当該申請内容について書類審査及び必要に応じて行う現地調査等のほか、実施要綱第4の1（4）に定める審査委員会に諮り、当該募集の助成枠の範囲内で本助成金の交付又は不交付の決定を行う。この場合において、審査委員会は、助成対象事業の実施前後における温室効果ガスの排出量の削減効果及び助成対象事業の実施の確実性を中心に審査するものとする。

2 理事長は、前項の決定を行うに当たっては、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

3 理事長は、第1項の決定において、本助成金の交付をするときは助成金交付決定通知書（第

（日本工業規格 A 列 4 番）

2号様式)により、不交付のときは助成金不交付決定通知書(第3号様式)により通知するものとする。

4 理事長は、本助成金の適正な交付を行うため必要と認めたときは、申請に係る事項について条件を付して、前項の通知を行うものとする。

#### (交付の条件)

第11条 理事長は、本事業の目的を達成するため、前条第4項の条件として、次に掲げる条件その他必要な条件を付するものとする。

- (1) 前条第3項の規定により助成金の交付決定通知を受けた者(以下「助成事業者」という。)は、助成対象事業に係る工事を発注する際、入札又は3者以上からの見積書の徴収を行うこと。
- (2) 助成事業者は、本助成金の交付を受けた日から第一計画期間の翌年度の末日までにおいて、前条第3項の規定により助成金の交付決定通知の対象となった事業所(以下「助成事業所」という。)における超過削減量を移転先一般管理口座から他の一般管理口座に移転してはならないこと。
- (3) 助成事業者は、省エネルギー対策を行った場合、その効果を検証するため、必要な計測機器を設置すること。
- (4) 助成事業者は、本助成金の交付を受けた年度の翌年度から平成32年度まで毎年度、前年度の省エネルギー対策に基づく温室効果ガスの排出量の削減効果等に関する報告書(第4号様式)及び別表第2に掲げる書類を理事長に提出するとともに、当該効果の分析・検証を理事長が行うために必要な協力をすること。
- (5) 助成事業者は、省エネルギー対策に係る経費に関して重複して本助成金以外の補助金その他の給付金を受給して助成対象経費を上回ってはならないこと。

#### (契約等)

第12条 助成事業者は、助成事業(助成対象事業に要する経費に関し、第10条第3項の規定により本助成金の交付決定通知を受けた当該助成対象事業をいう。以下同じ。)の実施に当たり、売買、請負その他の契約を行う場合は、競争に付さなければならない。ただし、当該助成事業の運営上、競争に付すことが著しく困難又は不相当である場合はこの限りでない。

#### (事業の開始に伴う届出)

第13条 助成事業者は、第10条第3項の規定による交付決定通知を受領した日から速やかに、助成事業に着手しなければならない。

2 助成事業者は、助成事業に着手した日から14日以内に、事業開始届(第5号様式)及び別表第3に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

#### (申請の撤回)

第14条 助成事業者は、第10条第1項の規定による交付決定の内容又はこれに付された条件

に異議があるときは、同条第3項の規定による交付決定の通知を受領した日から14日以内に助成金交付申請撤回届出書（第6号様式）を提出しなければならない。

2 理事長は、前項の助成金交付申請撤回届出書の提出があったときは、知事に報告するものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第15条 理事長は、本助成金の交付の決定をした場合において、天災地変その他本助成金の交付の決定後生じた事情の変更により本事業の全部又は一部を継続する必要がなくなったときは、本助成金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

2 理事長は、前項の取消し又は変更に当たっては、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

（助成事業の計画変更に伴う申請）

第16条 助成事業者は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ助成事業計画変更申請書（第7号様式）を提出しなければならない。

(1) 助成事業の内容を変更しようとするとき。

(2) 助成対象経費の内訳を変更しようとするとき。

2 理事長は、前項の申請を受け、その内容が妥当であると認めたときは、変更を承認するものとする。

3 理事長は、前項の承認に当たっては、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

4 理事長は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

5 理事長は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

（事業者情報の変更に伴う届出）

第17条 助成事業者は、代表者、住所、商号等を変更した場合は、速やかに住所等の変更届出書（第8号様式）を提出しなければならない。

（債権譲渡の禁止）

第18条 助成事業者は、第10条第1項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、理事長の承認を事前に得た場合はこの限りではない。

2 理事長は、前項ただし書の承認に当たっては、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

（工事遅延等の報告）

第19条 助成事業者は、別表第1に掲げる助成事業実施計画書に基づき助成事業に係る工事を進捗させるよう努めなければならない。

2 助成事業者は、やむを得ない事由により助成事業に係る工事が予定の期間内に完了することができないと見込まれるときは、速やかに工事遅延等報告書（第9号様式）を提出しなければならない。

3 理事長は、前項の工事遅延等報告書の提出を受けた場合は、その内容を審査し、当該助成事業者に対し、必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

#### (助成事業の廃止)

第20条 助成事業者は、やむを得ない理由により助成事業を廃止しようとするときは、速やかに助成事業廃止申請書（第10号様式）を提出しなければならない。

2 理事長は、前項の申請を受けた場合は、その内容を審査し、妥当であると認めたときは、承認する。

3 理事長は、前項の承認に当たっては、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。

4 理事長は、第2項の承認をしたときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

5 理事長は、第2項の承認に当たり、必要に応じ条件を付することができるものとする。

#### (工事の完了の届出)

第21条 助成事業者は、助成事業に係る工事が完了したときは、速やかに工事完了届（第11号様式）及び別表第4に掲げる書類を理事長に提出しなければならない。

2 前項の規定による届出は、平成24年12月28日までに行わなければならない。

#### (本助成金の額の確定)

第22条 理事長は、前条第1項の規定に基づく工事完了届の提出を受けた場合には、当該実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、当該助成事業の成果が第10条第1項の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき本助成金の額を確定し、その旨を助成金額確定通知書（第12号様式）により当該助成事業者に通知するものとする。

#### (本助成金の交付)

第23条 助成事業者は、前条の規定により本助成金の額の確定通知を受けた場合において、本助成金の交付を受けようとするときは、助成金交付請求書（第13号様式）を提出しなければならない。

2 理事長は、前項の規定による助成金交付請求を受けた場合は、その内容を確認し、妥当であると認めたものについて、本助成金を支払うものとする。

#### (交付決定の取消し)

第24条 理事長は、助成事業者が次の各号の一に該当する場合は、第10条第1項の規定に基づく交付決定を取り消すことができるものとする。

(1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき。

(2) 交付決定の内容及び目的に反して本助成金を使用したとき。

(3) 本事業に係る知事又は理事長の指示に従わなかったとき。

(4) 本助成金の交付を受けた日から第一計画期間の翌年度の末日までにおいて、助成対象事業所における超過削減量が移転先一般管理口座から他の一般管理口座に移転されたとき。

- (5) その他本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は条例に違反したとき。
- 2 理事長は、前項の決定に当たっては、あらかじめ知事の承認を受けるものとする。
- 3 第1項の規定は、第22条に規定する本助成金の額の確定後においても適用するものとする。
- 4 理事長は、第1項の規定による取消しをした場合は、速やかに当該助成事業者に通ずるものとする。
- 5 理事長は、第1項の規定による取消しをした場合において、特に必要があると認めるときは、当該助成事業者の氏名又は名称及び不正内容を公表することができるものとする。

#### (本助成金の返還)

- 第25条 理事長は、助成事業者に対し、第15条第1項又は前条第1項の規定による取消しを行った場合において、既に交付を行った本助成金があるときは、当該助成事業者に対し、期限を付して当該本助成金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定により本助成金の返還の請求を受けたときは、理事長が指定する期日までに、当該本助成金を理事長に返還しなければならない。
  - 3 助成事業者は、前項の規定により本助成金を返還したときは、理事長に対し、助成金返還報告書(第14号様式)を提出しなければならない。
  - 4 前項の規定は、次条第1項の規定による加算金及び第27条第1項の規定による延滞金を請求した場合に準用する。

#### (違約加算金)

- 第26条 理事長は、第24条第1項の規定による取消しを行った場合において、助成事業者に対し前条第1項の規定により本助成金の返還請求を行ったときは、当該助成事業者に対し、その請求に係る本助成金受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還すべき額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した違約加算金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による違約加算金の請求を受けたときは、これを理事長に納付しなければならない。

#### (延滞金)

- 第27条 理事長は、助成事業者に対し、第25条第1項の規定により本助成金の返還請求を行った場合において、当該助成事業者が、理事長が指定する期限までに当該返還金額(違約加算金がある場合には当該違約加算金を含む。)を納付しなかつたときは、当該助成事業者に対し、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付の額につき年10.95パーセントの割合を乗じて計算した延滞金を請求するものとする。
- 2 助成事業者は、前項の規定による延滞金の請求を受けたときは、これを理事長に納付しなければならない。

#### (他の補助金等の一時停止等)

- 第28条 理事長は、助成事業者に対し、本助成金の返還を請求し、助成事業者が当該助成金、

違約加算金又は延滞金の全部又は一部を納付しない場合において、同種の事務又は事業について交付すべき補助金その他の給付金があるときは、相当の限度においてその交付を一部停止し、又は当該給付金と未納付額とを相殺するものとする。

#### (財産の管理及び処分)

第29条 助成事業者は、助成事業により取得し、整備し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）の管理及び処分（本助成金の交付の目的以外に使用し、他の者に貸し付け若しくは譲り渡し、他の物件と交換し、債務の担保の用に供し、又は廃棄することをいう。以下同じ。）に関して、次の事項を守らなければならない。

- (1) 取得財産等については、第6条の本事業の実施期限の日までの間、善良な管理者の注意をもって管理し、本助成金の交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとし、処分をしてはならない。
- (2) 取得財産等のうち取得価格又は効用の増加価格が1件当たり50万円以上のものであって、取得し、整備し、又は効用の増加した日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数が経過する日が第6条の本事業の実施期限の日を超えるものを、当該実施期限の日の後6年以内に処分しようとする場合は、取得財産等処分承認申請書（第15号様式）により理事長の承認を受けること。
- 2 理事長は、前項の規定により承認を受けた助成事業者が、当該承認に係る取得財産等を処分した場合は、当該助成事業者に対し、交付した本助成金の全部又は一部に相当する金額を請求するものとする。
- 3 助成事業者は、前項の規定による交付した本助成金の全部又は一部に相当する金額の請求を受けたときは、これを理事長に返還しなければならない。
- 4 本事業に係る都から理事長への委託が終了しているときは、前3項中「理事長」とあるのは「知事」と読み替えて、当該各項の規定を適用する。

#### (助成事業の経理)

第30条 助成事業者は、助成事業の経理について、その収支を明確にした証拠の書類を整備しなければならない。

- 2 助成事業者は、前項に掲げる書類を第6条の本事業の実施期限の日の属する公社の会計年度終了の日から5年間保存しておかななければならない。

#### (調査等)

第31条 知事及び理事長は、本事業の適切な遂行を確保するため必要があると認めるときは、助成事業者に対し、本事業に関し報告を求め、助成事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を調査し、又は関係者に質問することができる。

- 2 助成事業者は、前項の規定による報告の徴収、事業所等への立ち入り、物件の調査又は関係者への質問を受けたときは、これに応じなければならない。

#### (指導・助言)

第32条 知事及び理事長は、本事業の適切な執行のため、助成事業者に対し必要な指導及び助言を行うことができる。

(成果の分析・検証)

第33条 理事長は、助成事業所における省エネルギー対策に基づく温室効果ガスの排出量の削減効果等に関して継続的な分析・検証を行い、知事に報告するものとする。

2 助成事業者は、知事が前項の報告に基づき行う当該助成事業者の名称、助成事業所の名称、助成事業所における温室効果ガスの排出量の削減効果その他本事業の実施に必要な事項の公表に協力し、かつ、当該公表の内容を承諾しなければならない。

(個人情報等の取扱い)

第34条 理事長は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者に係る個人情報及び企業活動上の情報（以下「個人情報等」という。）については、本事業の目的を達成するために必要な範囲において、知事に提供することができる。

2 前項及び法令に定められた場合を除き、理事長は、本事業の実施に関して知り得た助成事業者の個人情報等について、本人の承諾なしに、第三者に提供しないものとする。

(その他必要な事項)

第35条 この要綱に定めるもののほか、本事業の円滑かつ適正な運営を行うため必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成23年7月19日付23都環公総地第412号）

この要綱は、平成23年8月3日から施行する。

別表第1（第9条関係）

（日本工業規格A列4番）

	必要書類	部数
1	助成事業実施計画書（第16号様式）	
2	参考見積書（発行後3か月以内のもの）	
3	更新機器カタログ等	
4	現況を示す写真	
5	想定機器据付図	
6	機器制御フロー図	
7	助成金事業工程表	
8	商業（法人）登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）※	
9	決算報告書（申請する年度分を含め3年分）	
10	納税証明書（申請する年度分を含め3年分）	
11	会社事業所概要書	
12	省エネルギー診断報告書の写し	
13	建物登記簿謄本（発行後3か月以内のもの）	
14	賃貸借契約書（助成金申請者がテナントの場合）	
15	地球温暖化対策計画書の写し	
16	区分所有者等の申請に係る同意書（第17号様式）	
17	区分所有の場合の共用部分工事経費分担協定書	
18	エネルギー購入伝票等の写し	
19	既設竣工図面等	
20	その他公社が必要と認める書類	

備考

- 1 個人事業者の場合は、商業登記簿謄本の代わりに開業届等とする。
- 2 協業組合、企業組合等の場合にあつては、8の商業（法人）登記簿謄本に、定款及び組合員名簿を添付すること。

別表第2（第11条関係）

	必要書類	部数
1	対象設備の運転実績及び使用エネルギー計測結果表	
2	その他公社が必要と認める書類	

別表第3（第13条関係）

	必要書類	部数
1	工事契約書の写し	
2	工事契約見積書の写し（3社以上）	
3	事業実施契約書の写し（ESCOの場合）	

4	工事工程表	
5	機器仕様書の写し	
6	機器図面・据え付け図面の写し	
7	その他会社が必要と認める書類	

別表第4（第21条関係）

	必要書類	部数
1	工事完了写真	
2	試運転結果報告	
3	更新設備竣工図	
4	その他会社が必要と認める書類	

年 月 日

財団法人東京都環境整備公社理事長 殿

（助成対象事業者）

住 所

氏 名

印

〔 法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事業所の所在地 〕

## 助成金交付申請書

東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト交付要綱（平成23年7月19日付23都環公総地第421号）第9条第1項の規定に基づき、助成金の交付について関係書類を添えて、次のとおり申請します。

事業の名称	
事業所の名称	
事業所の所在地	東京都
助成金交付申請額	(1) 助成事業に要する経費 円
	(2) 助成対象経費 円
	(3) 助成金交付申請額 円
CO <sub>2</sub> 削減見込量	
連絡先	(電話番号 ) (携帯電話 )
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。



年 月 日

（助成対象事業者）

名 称

代表者氏名

あて

財団法人東京都環境整備公社

東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクトに係る助成金交付決定通知書

年 月 日付の助成金交付申請書（以下「申請書」という。）により交付の申請があった標記助成金については、東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト助成金交付要綱（平成23年7月19日付23都環公総地第421号。以下「交付要綱」という。）第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1. 事業の名称（交付決定番号）
2. 事業所の名称
3. 助成対象経費及び助成金の額は、交付決定額内訳書（別紙1）に基づき、次のとおりとする。  
ただし、助成事業の内容が変更された場合における、助成対象経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。  

(1) 助成対象経費	金	円
(2) 交付決定額	金	円
4. この助成金の交付の決定を受け、助成事業を行う者（以下「助成事業者」という。）は、別紙2に示す交付条件に従って助成事業を実施しなければならない。この場合において、別紙2において使用する用語は、東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト実施要綱（平成23年6月1日付23環都総第45号。以下「実施要綱」という。）及び交付要綱で使用する用語の例による。



## 第 2 号様式：別紙 2

- (1) 助成事業者は、助成事業を実施するための工事の契約を当該工事着手契約前に締結していなければならない。
- (2) 助成事業者は、申請書に記載する削減見込量を減少させるような設備の変更をしてはならない。
- (3) 助成事業者は、助成対象となる設備の導入に係る経費に関して重複して本助成金以外は一切の補助金又は助成金を受給して助成対象経費を上回ってはならない。
- (4) 助成事業者は、都が行う本事業の実施状況に関する情報の公表に協力しなければならない。
- (5) 助成事業者は、本事業が終了する日まで継続して、当該事業所における二酸化炭素排出状況を把握し、更なる運用対策等を実施するなど、継続して二酸化炭素の排出量の総量削減に努めなければならない。
- (6) 助成事業者は、本事業が終了する日まで継続して、都及び公社が行う本事業の効果の分析及び検証に協力し、当該検証に必要な書類の提出及び現地調査等に応じなければならない。
- (7) 本助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又は条例に違反してはならない。
- (8) 助成事業者は、上記の各項のほか、実施要綱及び交付要綱の規定を遵守しなければならない。

（助成対象事業者）

名 称

代表者氏名

あて

財団法人東京都環境整備公社

東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクトに係る  
助成金不交付決定通知書

年 月 日付の助成金交付申請書（以下「申請書」という。）により交付の申請があつた標記助成金については、東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト助成金交付要綱（平成23年7月19日付23都環公総地第421号）第10条第3項の規定に基づき、下記のとおり交付しない旨、決定しましたので通知します。

記

1. 事業の名称
2. 事業所の名称
3. 不交付の理由

年 月 日

財団法人東京都環境整備公社理事長 殿

(助成事業者)

住 所

氏 名

⑩

〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事業所の所在地〕

## 助成効果分析・検証報告書

東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト交付要綱（平成 23 年 7 月 19 日付 23 都環公総地第 421 号）第 11 条第 4 号の規定に基づき、助成効果分析・検証について関係書類を添えて、次のとおり提出します。

事業の名称 (交付決定番号)	
事業の内容	
添付書類	・ CO <sub>2</sub> 削減量の算出根拠
CO <sub>2</sub> 削減量 (総計)	
連絡先	(電話番号 ) (携帯電話 )
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

第 4 号様式：別紙

CO<sub>2</sub>削減量の算出根拠

設備区分		消費動力		台数	年間エネルギー削減量	年間削減量 t-CO <sub>2</sub> /年	
		既設	更新				
助成対象設備		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
		—	—	—	—	—	
	合 計						
	総 計						

※ 計算に必要な項目のみ記載すること。

※ 記載欄が不足する場合は、本ページを追加すること。

※ 第 12 号様式：別紙『助成事業経費内訳書』の表中の設備区分を記載すること。

年 月 日

財団法人東京都環境整備公社理事長 殿

(助成事業者)  
住 所

氏 名 ㊟

(法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事業所の所在地)

## 助成事業開始届

年 月 日付 第 号をもって交付決定した事業について、事業を開始したので、東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト助成金交付要綱(平成 23 年 7 月 19 日付 23 都環公総地第 421 号)第 13 条第 2 項の規定に基づき下記のとおり届け出ます。

事業の名称 (交付決定番号)	
工事期間	着手年月日 : 平成 年 月 日 完了予定年月日 : 平成 年 月 日
添付書類	・経費状況内訳書 (別紙) ・契約書の写し (写し) ・機器仕様書 (写し) ・図面 (写し) 等
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。



年 月 日

財団法人東京都環境整備公社理事長 殿

(助成事業者)  
住 所  
氏 名

印

( 法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事業所の所在地 )

## 助成金交付申請撤回届出書

年 月 日付 第 号をもって交付決定した事業について  
東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト交付要綱(平成  
23 年 7 月 19 日付 23 都環公総地第 421 号) 第 14 条第 1 項の規定に基  
づき、助成金交付申請の撤回について届け出ます。

事業の名称 (交付決定番号)	
交付申請年月日	平成 年 月 日
取下げの理由	
連絡先	(電話番号 ) (携帯電話 )
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

財団法人東京都環境整備公社理事長 殿

(助成事業者)

住 所  
氏 名

印

〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事業所の所在地〕

## 助成事業計画変更申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定した事業について  
東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト助成金交付要綱（平成23年7月19日付23都環公総地第421号）第16条第1項の規定に基づき、助成事業計画変更を申請します。

事業の名称 (交付決定番号)	
変更の内容	
変更の理由	
変更による影響	
変更後の助成事業に 要する経費等	別紙「経費状況変更内訳書」による。
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

経費状況変更内訳書

設備区分	金額 (千円)										助成対象経費 (千円)		助成率	交付予定額 (千円)			
	機器費					工事費		合計									
	単価		台数		金額		変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後		変更前	変更後		
	変更前	変更後	変更前	変更前	変更前	変更後											
助成対象設備		-	-	-	-												
		-	-	-	-												
		-	-	-	-												
		-	-	-	-												
		-	-	-	-	-	-	-	-	-							
		-	-	-	-	-	-	-	-	-							
助成対象外設備		-	-	-	-												
		-	-	-	-												
		-	-	-	-	-	-	-	-	-							
							変更前		変更後								
工事合計																	
諸経費 (共通仮設費、一般管理費を含む)																	
総計																	
消費税等相当額																	
総工事金額 (助成事業に要する経費)																	

(欄が不足する場合は、適宜追加すること)

年 月 日

財団法人東京都環境整備公社理事長 殿

(助成事業者)

住 所  
氏 名

印

〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事業所の所在地〕

## 住所等の変更届出書

年 月 日付 第 号をもって交付決定した事業について  
東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト助成金交付要綱  
(平成23年7月19日付23都環公総地第421号)第17条の規定に基づき、  
住所等の変更について届出を行います。

事業の名称 (交付決定番号)	
-------------------	--

- | 変更事項<br>(該当のものに○)    | 変更前<br>(変更事項のみ記載) | 変更後<br>(変更事項のみ記載) |
|----------------------|-------------------|-------------------|
| 1. 法人登記住所の変更         |                   |                   |
| 2. 組織変更(株式会社<br>化など) |                   |                   |
| 3. 代表者変更             |                   |                   |
| 4. その他               |                   |                   |

備考 本様式の他に、変更内容が確認できる書類を必ず添付すること。  
(登記簿謄本、定款など)

年 月 日

財団法人東京都環境整備公社理事長 殿

(助成事業者)

住 所  
氏 名

印

〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事業所の所在地〕

## 工事遅延等報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定した事業について東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト助成金交付要綱（平成23年7月19日付23都環公総地第421号）第19条第2項の規定に基づき、工事の遅延等をお記のとおり報告します。

事業の名称 (交付決定番号)	
遅延等の内容 及び原因	
遅延等に対する 処理	
遅延等が助成事業に 及ぼす影響	
事業開始時の 工事完了予定年月日	年 月 日
本報告時の 工事完了予定年月日	年 月 日

年 月 日

財団法人東京都環境整備公社理事長 殿

(助成事業者)  
住 所  
氏 名 ⑩

〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事業所の所在地〕

## 助成事業廃止申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定した事業について東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト助成金交付要綱（平成 23 年 7 月 19 日付 23 都環公総地第 421 号）第 20 条第 1 項の規定に基づき、助成事業廃止について申請します。

事業の名称 (交付決定番号)	
廃止の理由	
廃止による影響	
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

財団法人東京都環境整備公社理事長 殿

(助成事業者)

住 所  
氏 名

印

〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事業所の所在地〕

## 工事完了届

年 月 日付 第 号をもって交付決定した事業について、  
工事が完了しましたので、東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジ  
ェクト助成金交付要綱(平成 23 年 7 月 19 日付 23 都環公総地第 421 号)  
第 21 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

事業の名称 (交付決定番号)	
事業の内容	
完了年月日	平成 年 月 日
添付書類	・ 助成事業経費内訳書 (別紙) ・ 竣工図面 ・ 工事写真 ・ 試験運転結果報告書
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。



年 月 日

(助成事業者)  
名 称  
代表者氏名                   あて

財団法人東京都環境整備公社

東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクトに係る  
助成金確定通知書

年 月 日付 第 号をもって交付決定した事業について、東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト助成金交付要綱（平成 23 年 7 月 19 日付 23 都環公総地第 421 号）第 22 条の規定により、助成金の額を下記の通り確定したので通知します。

記

1. 事業の名称
2. 事業所の名称
3. 助成金交付確定額は、助成金確定額内訳書（別紙）に基づき、次のとおりとする。

(1) 助成対象経費	金	円
(2) 助成金確定額	金	円



年 月 日

財団法人東京都環境整備公社理事長 様

(助成事業者)

住 所  
氏 名

印

〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事業所の所在地〕

## 助成金交付請求書

年 月 日付 第 号をもって交付決定した事業について、東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト助成金交付要綱（平成 23 年 7 月 19 日付 23 都環公総地第 421 号）第 23 条第 1 項の規定に基づき、助成金の交付を請求します。

事業の名称 (交付決定番号)	
事業所の所在地	
交付請求額	(1) 金 円
工事完了年月日	年 月 日
添付書類	・ 交付請求額内訳書 (別紙) ・ 領収書 ・ 振込依頼書
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。



年 月 日

財団法人東京都環境整備公社理事長 殿

(助成事業者)

住 所  
氏 名

印

〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事業所の所在地〕

## 助成金返還報告書

年 月 日付 第 号をもって交付決定した事業について、東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト助成金交付要綱（平成 23 年 7 月 19 日付 23 都環公総地第 421 号）第 25 条第 3 項の規定に基づき、助成金を返還しましたので報告します。

事業の名称 (交付決定番号)	
助成金確定額	金 円
交付済みの助成金額	金 円
返還を請求された 年月日及び金額	平成 年 月 日 金 円
返還した年月日 及び金額	平成 年 月 日 (1) 返還金 金 円 (2) 加算金 金 円 (3) 延滞金 金 円
添付資料	・加算金及び延滞金の算出根拠資料
未返還金額	(1) 返還金 金 円 (2) 加算金 金 円 (3) 延滞金 金 円
※受付欄	

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

年 月 日

財団法人東京都環境整備公社理事長 殿

(助成事業者)

住 所  
氏 名

印

〔法人にあつては名称、代表者の氏名  
及び主たる事業所の所在地〕

## 取得財産等処分承認申請書

年 月 日付 第 号をもって交付決定した事業について、  
東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト助成金交付要綱（平成  
23 年 7 月 19 日付 23 都環公総地第 421 号）第 29 条第 1 項第 2 号の規定  
に基づき、取得財産等処分の承認申請を行います。

事業の名称 (交付決定番号)		
処分しようとする取得 財産等及びその理由		
処分の 相手方	住所	
	氏名	
	使用場所	
	目的	
処分の条件及び金額		
※受付欄		

備考 ※印の欄には、記入しないこと。

売却、譲渡、交換、貸与、担保提供の相手方のある場合は、それぞれの相手方、  
条件及び金額について記載すること。

# 助成事業実施計画書

1. 事業の概要

(1) 事業の名称

(2) 事業所の名称

(3) 事業所の所在地

(4) 概要

省エネルギー診断担当ビジネス事業者

会社名	
事業者登録年月日	
事業者登録番号	

第 16 号様式 その 2

2. 事業所の概要

ふりがな 事業所の名称		
事業所の所在地		
建物の用途	オフィスビル／テナントビル／複合ビル／工場 ／その他	
建築階数	地上 階、	地下 階
建物の延床面積	m <sup>2</sup>	
建物竣工年月	年	月
事業所の改修履歴		
建物全体のエネルギー使用量	年度	kL/年 (原油換算)
事業所のエネルギー使用量	年度	kL/年 (原油換算)
事業所の CO <sub>2</sub> 発生量	年度	t/年
事業所のエネルギー費用	年度	千円/年
建物の所有形態	自己所有 (区分所有 共有) 他者所有	
事業所範囲 (延床面積)	m <sup>2</sup>	
既存設備の所有者	建物所有者	／ テナント
事業範囲の面積区分	延床面積	専用／共用面積比率
事務所	m <sup>2</sup>	%
情報通信	m <sup>2</sup>	%
商業	m <sup>2</sup>	%
宿泊	m <sup>2</sup>	%
教育	m <sup>2</sup>	%
医療	m <sup>2</sup>	%
文化	m <sup>2</sup>	%
物流	m <sup>2</sup>	%
駐車場	m <sup>2</sup>	%
工場その他	m <sup>2</sup>	%
共用部分	m <sup>2</sup>	%

※ 事業所の名称には、必ず建物名を記載して、その後に事業所名を記載すること。

※ 建物の延床面積には、共用部を含めた建物全体の延床面積を記載すること。

※ 各階平面図 (写) には、助成事業範囲と地球温暖化対策計画書の事業所範囲は、対象範囲を色分けして明示すること。なお重なる部分は、助成事業範囲として、色分けすること。

※ 下記④及び⑤は、設備の更新を計画した既存設備の現在位置、仕様性能、設置年月が確認できる書類とすること。

添付書類： ①建物登記簿謄本、②会社事業所概要書 (パンフレット等)、③各階平面図 (写)、④現況写真、⑤既存設備の仕様書又は竣工図書 (写)、⑥賃貸借契約書 (写) (事業者がテナントの場合)、⑦地球温暖化対策計画書 (写)

第 16 号様式 その 3

3. 実施計画

3.1 計画概要

(1) 計画の概要

事業費	助成事業に要する経費 ①	千円
	助成対象経費 ②	千円
	助成金交付申請額 ③	千円
助成対象設備（既設）による CO <sub>2</sub> 発生量 ④		t-CO <sub>2</sub> /年
CO <sub>2</sub> 削減見込量 ⑤		t-CO <sub>2</sub> /年
CO <sub>2</sub> 削減見込率 ⑤/④×100		%
費用対効果	⑤ / (① ÷ 1000)	t-CO <sub>2</sub> /百万円・年
	⑤ / (② ÷ 1000)	t-CO <sub>2</sub> /百万円・年
	⑤ / (③ ÷ 1000)	t-CO <sub>2</sub> /百万円・年
工事完了予定		平成 年 月
備考		

※ 助成事業に要する経費は、第 1 号様式の助成金交付申請書の数値を記載すること。

※ ビジネス事業者が作成した省エネルギー診断報告書に基づいて記載すること。

※ CO<sub>2</sub> 削減見込率は、小数点下 2 桁目を四捨五入して記載すること。

※ 費用対効果は、小数点下 4 桁目を四捨五入して記載すること。

(2) エネルギー使用実績（詳細は別紙 2 参照）

エネルギーの種類	単位	エネルギー使用実績		
		年度	年度	年度
電力	MWh/年			
都市ガス	千 m <sup>3</sup> /年			
原油換算量	kL/年			
CO <sub>2</sub> 排出量	t-CO <sub>2</sub> /年			
エネルギー費用	千円/年			

※ 登録検証機関の検証のもととなった数値と相違がないようにすること。

(3) 設備の概要（詳細は、別紙 3 参照）

第 16 号様式 その 4

(4) 機器更新リスト

(事業所名： )

設備区分		能力・効率	既設設置年度	更新後の能力	更新後の動力	台数
対象設備		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—
		—	—	—	—	—

※ 第 1 号様式：別紙-1『助成金交付申請内訳書』の設備区分を記載すること。

※ 能力、動力には、単位も記載すること。(例；kW、m<sup>3</sup>/h)

※ 記載欄が不足する場合は、適宜追加すること。

添付書類：①省エネルギー診断報告書(写)、②参考見積書、③参考カタログ、④想定機器据付図

第 16 号様式 その 5

3.2 更新（導入）効果等

(1) CO<sub>2</sub>削減量の算出根拠（詳細は別紙 4 参照）

- ※ 実測値を基に効果を算出している場合は、その計量結果を添付すること。
- ※ 使用する数値の妥当性を確認し、説明を添付すること。

(2) 費用対効果

設備区分	エネルギーの種類	削減量	CO <sub>2</sub> 削減見込量	助成対象経費 千円	交付申請額 千円	費用対効果	
			t-CO <sub>2</sub> /年			t-CO <sub>2</sub> /百万円・年	
		①	②	③	④	②/(③÷1000)	②/(④÷1000)
対象設備							

- ※ 第 1 号様式：別紙『助成金交付申請内訳書』の設備区分を記載すること。
- ※ 削減量には、電力 (MWh)・ガス (千 m<sup>3</sup>)・A 重油 (kL) 等の削減効果を、それぞれの単位で記載すること。
- ※ 第 1 号様式：別紙『助成金交付申請内訳書』の各設備区分に対する助成対象経費及び交付申請額を転記すること。

## 第 16 号様式 その 6

### 4. 詳細工程及び資金調達計画

※ 交付決定日を想定して以下の予定日等を計画すること。

4.1 助成金事業の事業開始日（工事着工予定日） 平成 年 月 日

4.2 助成金事業の完了予定日（工事完了予定日） 平成 年 月 日

4.3 助成金事業の工事日数 日間（土日祝日を含む）  
（実工事日数 日間）

4.4 助成金事業工程表（詳細は別紙 5 参照）

### 4.5 資金調達計画

調達先	調達金額	備考
自己資金	( )	
借入金	( )	
合 計		

※ 上記調達金額合計は、第 1 号様式の (1)助成事業に要する経費の金額と合致させること。

※ 自己資金と借入金は、内数としてカッコ内に記載すること。

第 16 号様式 その 7

5. 実施事業に関する事項

5.1 その他の補助金・助成金等との関係

※ 当該事業に直接あるいは間接に関係するものについて、必ず記入すること。（誤記載等が後に判明した場合、交付決定を取り消す場合もあります。）

本助成金以外に、他の機関から補助金等を受け、事業を実施する予定がありますか。

※ 現在、補助金又は助成金を受けることが決まっている場合に加え、申請中及び申請予定のものについても必ず記入すること。

→ 1.実施する予定がある。 2.実施する予定はない。  
 (該当する番号を記入： \_\_\_\_\_)

※ 回答が 1 の場合は、以下に記入すること。

①補助金等の名称	②補助金等実施機関名	⑥交付申請額*
③補助金等のテーマ	④実施期間	
	⑤交付決定時期	
①	②	⑥
③	④ 年 月 日 ~ 年 月 日	
	⑤ 年 月ごろ	
①	②	⑥
③	④ 年 月 日 ~ 年 月 日	
	⑤ 年 月ごろ	

※ 交付が決定している場合は、交付決定額を記載すること。  
 (欄が不足する場合は、適宜追加すること)

5.2 許認可・権利関係等事業実施の前提となる事項

※ 事業実施に当たって許認可（届出）、権利使用（又は取得）の必要なものについて、その取得状況及び見通しを記載すること。

5.3 その他実施上問題となる事項

※ 実施上問題となる事項があれば、その内容と解決の見通しを記載すること。

第 16 号様式：別紙 1 その 1

助成対象事業者について

1. 助成対象事業者に関する情報

ふりがな 企業名 (屋号)		
ふりがな 代表者名		
開業・設立日	明治・大正・昭和・平成 年 月 日	
業種	業種分類	事業内容：(該当するものに○をつけること) 1.製造業・建設業・運輸業・その他( ) 2.卸売業 3.サービス業 4.小売業
	大分類	
	中分類	
	小分類	
資本金(出資金)	千円	
株主数(出資者数)	人(法人も含む)	
発行済株式総数(出資総額)	株 (千円)	
	全体	大企業からの出向者
役員数	人	人
従業員数	人(役員は除く)	
企業の沿革	※ 申請した企業の創業等の沿革、過去・現在の主な事業を記載すること。	
代表者の略歴	※ 申請した企業の代表者の略歴を記載すること。	
ホームページアドレス	http://	

※ 業種は、売上高が最も大きな業種を記載すること。

※ 企業及び代表者の刑事上の処分などがある場合は、沿革又は略歴に記載すること。

第 16 号様式：別紙 1 その 2

2. 助成対象事業者の現況等

(1) 株主（出資者）構成

① 株主構成

株主（出資者）名	資本金	主たる事業 （業種）	従業員数	所有株式数 （出資額）	出資 比率
1.	百万円		人	株 （ 千円）	%
2.	百万円		人	株 （ 千円）	%
3.	百万円		人	株 （ 千円）	%
4.	百万円		人	株 （ 千円）	%
5.	百万円		人	株 （ 千円）	%
6.	百万円		人	株 （ 千円）	%
7.	百万円		人	株 （ 千円）	%
8.	百万円		人	株 （ 千円）	%
9.	百万円		人	株 （ 千円）	%
10.	百万円		人	株 （ 千円）	%

※ 個人が株主である場合は、以下の表にも記載すること。

※ 出資比率は、小数点 2 桁目を切り捨てた数値を記載すること。

※ 出資額が多い順に 10 位までの株主を記載すること。

② 個人株主情報

株主（出資者）名	企業名	資本金	従業員数	主たる事業 （業種）
1.		百万円	人	
2.		百万円	人	
3.		百万円	人	
4.		百万円	人	
5.		百万円	人	

※ 上記出資比率上位 10 位までに名を連ねた個人株主が、他の会社役員に就任している場合、その企業名・資本金等を記載すること。

(2) 直近の決算期に製品・商品・サービス等別売上高（主たるもの）

主な製品・商品・サービス等の売上高	金額	割合	事業
	千円	%	
	千円	%	
	千円	%	
	千円	%	
	千円	%	

※ 事業については、①製造業・建設業・運輸業・その他、②卸売業、③サービス業、④小売業のいずれかの番号を記載すること。

第 16 号様式：別紙 1 その 3

(3) 助成対象事業者が計画する助成事業の実施体制

(4) 助成対象事業者の今後の経営計画について

※ 本事業期間内に総量削減義務の履行又は本事業における省エネルギー対策に影響を与える計画や予定は必ず記載すること。

また、今後の経営計画、生産・販売の計画・展望、省エネルギー計画等についても記入すること。





第 16 号様式：別紙 2

エネルギー使用実績

(事業所名： )

		単位	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計	原油換算量 kL/年
平成	電力	kWh														
年度	原油換算量	kL	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	エネルギー費用	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成	電力	kWh														
年度	原油換算量	kL	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	エネルギー費用	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成	電力	kWh														
年度	原油換算量	kL	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	エネルギー費用	千円	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

※ 使用しているエネルギーの種類が上記の欄に記載されていない場合は、随時空欄にエネルギー名、単位及び数値を記載すること。

※ 原油換算量は、エネルギー毎には小数点以下 2 桁目を四捨五入して、合計欄には各エネルギーの原油換算量的小数点以下 1 桁目を四捨五入して記入すること。

第 16 号様式：別紙 3

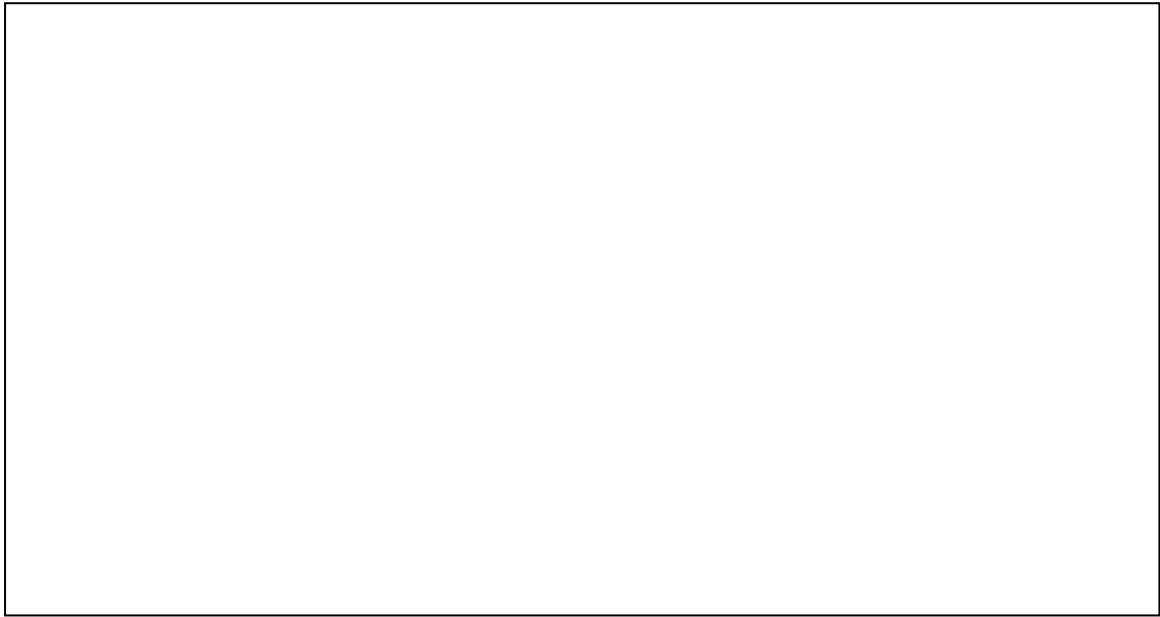
設備の概要

(事業所名： )

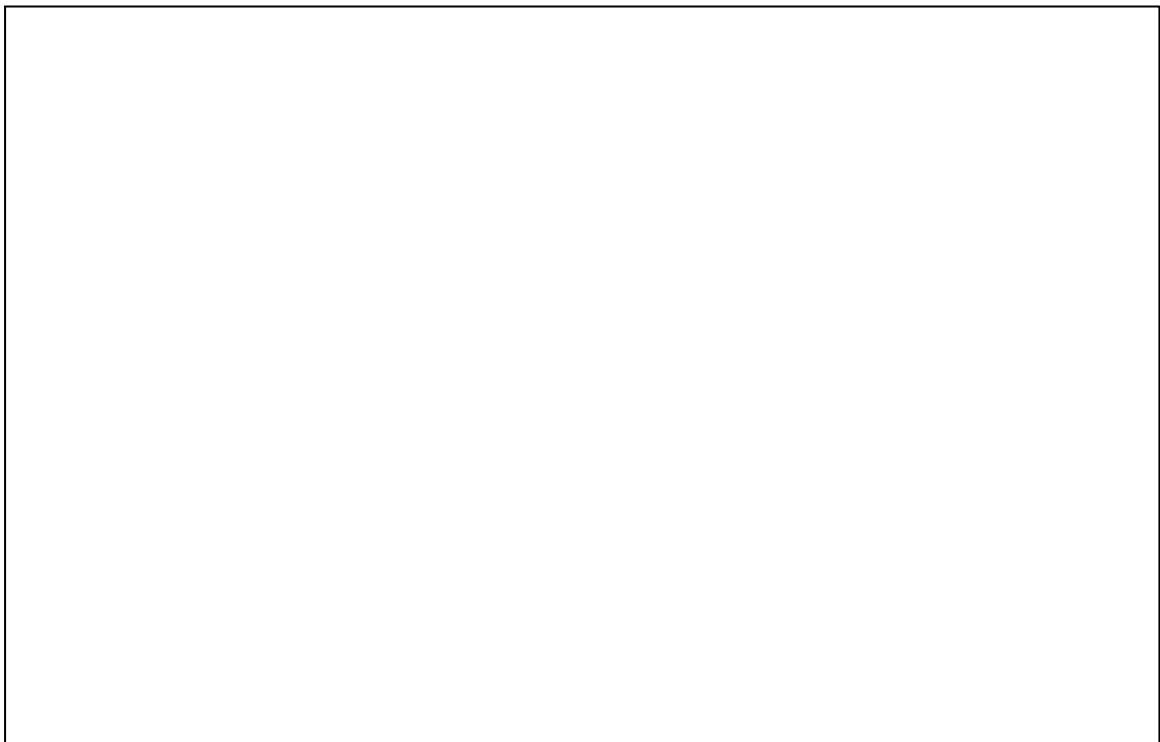
設備区分項目：

※ 助成対象設備について、対策（設備区分）ごとに、すべて記載すること。なお、本紙に書き切れない場合は、別添書類を添付すること。

1. 更新前



2. 更新後



第 16 号様式：別紙 4

CO<sub>2</sub>削減量の算出根拠

設備区分	台数	消費エネルギー		年間エネルギー削減量 kL/年	年間削減量 t-CO <sub>2</sub> /年	
		既設	更新			
対象設備						
						—
			—	—	—	—
			—	—	—	—
			—	—	—	—
			—	—	—	—
	合計					

※ 計算に必要な項目のみ記載すること。

※ 既設及び更新設備の消費エネルギーについては、別に算定資料を添付すること。(一般的な効率等のデータを使用する場合は、それが公表されている資料等を添付すること。また、特殊なデータを使用する場合は、データの信頼性を裏付ける資料を添付すること)

※ 記載欄が不足する場合は、本ページを追加すること。

※ 設備区分には、第 1 号様式：別紙『助成金交付申請内訳書』の表中の設備区分を記載すること。

添付書類：省エネルギー計算根拠書類

第 16 号様式：別紙 5

(事業者名： )

助成金事業工程表

	年 月		年 月		年 月		年 月		年 月		年 月						
交付決定通知																	
工事契約																	
詳細設計																	
工事着手																	
据付工事																	
試運転																	
機器・工事検収引渡し																	
工事完了届出書提出																	

※ 交付決定通知受領日を想定して記載すること。(必要に応じて適宜追加すること。)

添付書類：工事業者が提出する工事工程表 (写)

年 月 日

(助成対象事業者)

住 所  
氏 名

あて

（法人にあつては名称、代  
表者の氏名及び主たる事  
業所の所在地）

## 区分所有者等の申請に係る同意書

東京都大規模事業所省エネルギー対策促進プロジェクト交付要綱（平成 23 年 7 月 19 日付 23 都環公総地第 421 号）第 4 条、第 11 条第 2 号、第 24 条第 1 項第 4 号、第 29 条第 1 項、同条第 2 項及び同条第 3 項の規定を確認の上、上記の事業者の申請に同意します。

### 特定地球温暖化対策事業所の義務者

（住所及び氏名の欄は、法人にあつては、法人名、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入する。）

特定地球温暖化対策事業所

名称： \_\_\_\_\_

所在地： \_\_\_\_\_

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

(備考) 助成対象事業者が複数の場合は、あて先を連名にすること。

義務者が多数の場合は、欄を追加して記入すること。あるいは、個々の義務者ごとに本同意書を徴取しても差し支えない。